X 業務管理体制の整備に関する届出

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定を受けている事業所を運営する事業者は、法令遵守等の 業務管理体制の整備が義務付けられており、整備の状況について、行政機関に届け出る必要があります。

1 整備の区分 (「条区分ごとの事業所等の数」の数え方については、4を参照してください。) 法人が指定を受けている事業所等の数に応じて、次の整備が必要となります。

1 | 条区分ごとの事業所等の数が20未満 | 法令遵守責任者を選任する

(規則第2号)

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合 支援法及び児童福祉法及び関係法令等の内容に精通した責任者を選任することが想定されています。法 務部門を設置していない場合には、法令遵守を確保することができる者を選任してください。

2 | 条区分ごとの事業所等の数が20以上 | 法令遵守規程を整備する

(規則第3号)

上記 |1| に加えて、業務が法令に適合することを確保するための規程の整備が必要になります。この 規程には、法令等の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリスト 等を作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令等の遵守を確保するための注意事項 や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものでかまいません。

3 | 条区分ごとの事業所等の数が 100 以上 | 業務執行の状況の監査を定期的に実施する (規則第4号)

上記|1||2|に加えて、業務執行の状況の監査を定期的に実施するための体制の整備が必要となります。 ここでいう「監査」は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの 方法でもかまいません。なお、事業者が社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各 法の規定に基づいて監事又は監査役(監査委員会)が行う監査に「法令等の遵守の状況を確保する内容」 が盛り込まれている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

2 届出先区分

- ① 条区分ごとの事業所等が、全て仙台市内にある場合 -------------------------- 届出先: 仙台市
- ② 条区分ごとの事業所等が、仙台市と「仙台市外かつ宮城県内」にある場合 ---- 届出先:宮城県
- ③ 条区分ごとの事業所等が、仙台市と宮城県外にある場合 ------ 届出先: 厚生労働省

3 仙台市への届出書類(仙台市以外に届け出る場合は、各行政機関のホームページを参照してください)

届出の種類 ※		様式に添付が必要な資料	障害者総合支援法の様式	児童福祉法の様式
(1)整備の届出	整備の区分 1	なし		
	整備の区分 2	法令遵守規程の概要	様式第1号	様式第 3 号
	整備の区分 3	監査の方法の概要		
(2)届出先区分の変更の届出		なし(整備の届出も必要と なる場合は(1)のとおり)	 様式第1号 	様式第3号
(3) 届出事項の変更 の届出	法人名称等、主たる事	「Ⅴ変更届(体制の変更)」	· 様式第2号 ·	様式第4号
	務所、代表者の氏名等	を同時に提出すること		
	法令遵守責任者	なし		
	法令遵守規程	法令遵守規程の概要		
	監査の方法	業務執行の状況の監査の		
		方法の概要		

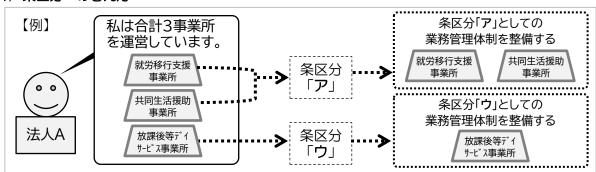
※ 届出の種類については、5を参照してください。

4 条区分ごとの事業所等の数

業務管理体制の整備については、障害者総合支援法及び児童福祉法で定められていますが、サービスに応じて、根拠となる条文が異なります。このため、根拠条文ごとのグループをひとつの単位として、グループごとに業務管理体制を整備することになります。この手引きでは、グループの単位を「条区分」とし、「ア〜オ」で表記します。

条区分	対象となる事業者、施設	根拠となる条文
ア	指定障害福祉サービス事業者 又は 指 定 障 害 者 支 援 施 設	障害者総合支援法第 51 条の2
1	指定一般相談支援事業者 又は 指定特定相談支援事業者	障害者総合支援法第 51 条の 31
ウ	指定障害児通所支援事業者	児童福祉法第 21 条の 5の 26
エ	指定障害児入所施設	児童福祉法第 24 条の 19 の 2
才	指定障害児相談支援事業者	児童福祉法第 24 条の 38

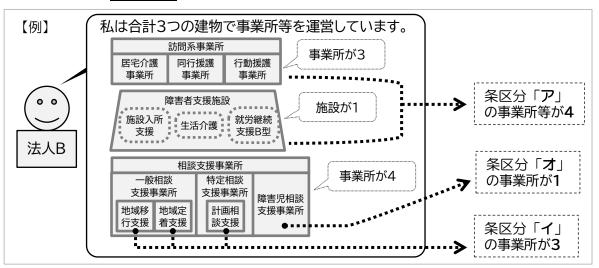
(1) 条区分 の考え方



この例の場合、「ア」「ウ」それぞれで業務管理体制を整備することになります。

(2) 事業所等の数 の数え方

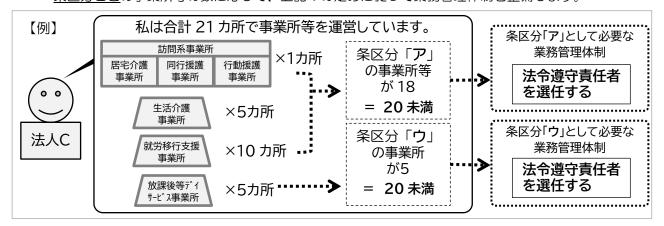
事業所等の数は、条区分ごとに数えます。事業所と施設では数え方が異なります。



- ※ 事業所の場合は、同じ建物の中に複数の事業所がある場合でも、指定を受けている事業ごとに「1」と数えます。(訪問系の事業所や多機能型事業所、相談支援事業所など)
- ※ 障害者支援施設の場合は、施設の中で複数の「施設障害福祉サービス」の指定を受けていても、「施設障害 福祉サービス」の数は数えず、「障害者支援施設が1」と数えます。
- ※ 従たる事業所、出張所、基準該当事業所は数えません。

(3) 事業所等の数に応じた業務管理体制の整備 の考え方

条区分ごとの事業所等の数に応じて、上記1の定めに従って業務管理体制を整備します。



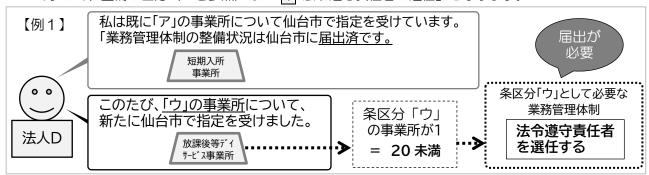
この例の場合、法人として運営している事業所等の合計は20以上ありますが、<u>条区分ごと</u>の事業所等の数はそれぞれ「ア」が18、「ウ」が5となり、いずれも20未満ですので、整備の区分(1を参照)は「ア」「ウ」ともに「1 法令遵守責任者の選任」となります。「ア」「ウ」それぞれで法令遵守責任者を選任することになりますが、同一人を選任してもかまいません。

5 届出の種類

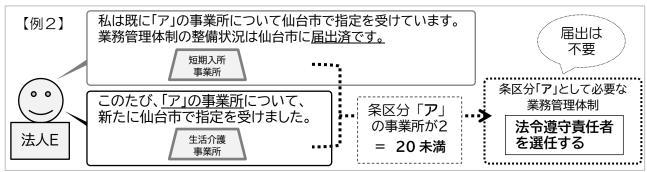
(1) 整備の届出

① 条区分ごとに、初めて指定を受けた場合 = 整備の区分1

法人として初めて指定を受ける場合はもちろん、既に別の条区分の指定を受けている場合も、新たに届出が必要となります。初めて届け出る場合、<u>条区分ごと</u>の事業所等の数は1(=20 未満)ですので、整備の区分(1を参照)は「1 法令遵守責任者の選任」となります。



例1の場合、届出済の条区分は「ア」なので、新たに「ウ」について「整備の届出」が必要です。



例2の場合、届出済の条区分と新規に指定を受ける事業所の条区分はいずれも「ア」なので、新たに届け出る必要はありません。ただし、事業所の数がさらに増え、20以上になるような場合は、整備の区分が変わるため、次の②の届出が必要です。

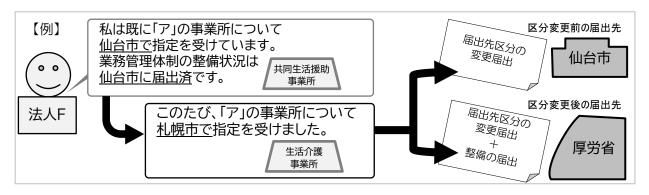
② 条区分ごとに、事業所等の数が20以上又は100以上になるとき = 整備の区分2又は3

事業所の増加に伴い、<u>条区分ごと</u>の事業所の数が 20 未満から 20 以上になる場合は、整備の区分 (1 を参照) が「2 法令遵守規程を整備する」に、100 未満から 100 以上になる場合は、整備の区分が「3 業務執行の状況の監査を定期的に実施する」に変更となりますので、それぞれについての「整備の届出」が必要です。

この場合、仙台市に届出が必要となるのは、<u>条区分ごと</u>の事業所が全て仙台市にある場合に限られます。事業所の所在地が仙台市以外の市町村にまたがっている場合は、2の「届出先区分」を参照のうえ、必要な届出先へ届け出てください。

(2) 届出先区分の変更の届出

業務管理体制を届け出た後、事業の展開地域が変わったことにより、届出先の区分(**2**を参照)に変更が生じた場合は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出る必要があります。また、区分変更後の行政機関に対しては初めての届出となるため、併せて「整備の届出」が必要です。



この例の場合、札幌市の指定を受けたことで、条区分「ア」の届出先の区分が「仙台市」から「厚生労働省」になりますので、区分変更前の「仙台市」に「届出先区分の変更届出」を、区分変更後の「厚生労働省」に「届出先区分の変更届出」と「整備の届出」を提出する必要があります。この場合、札幌市には業務管理体制の整備に関する届出を提出する必要がありません。

また、この例において、法人下が後日、上図の札幌市の指定事業所を廃止した場合、条区分「ア」の届出先の区分が「厚生労働省」から「仙台市」になりますので、区分変更前の「厚生労働省」に「届出先区分の変更届出」を、区分変更後の「仙台市」に「届出先区分の変更届出」と「整備の届出」を提出する必要があります。この場合も、札幌市には業務管理体制の整備に関する届出を提出する必要がありません。

(3) 届出事項の変更の届出

既に仙台市に届け出た業務管理体制に関する事項のうち、次の内容に変更があった場合は、変更届 を提出する必要があります。

- ① 法人の種別・名称
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 代表者の氏名・牛年月日・住所・職名
- ④ 法令遵守責任者の氏名・生年月日
- ⑤ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ⑥ 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 条区分ごとの事業所等の数の増加に 伴い「1 整備の区分」が変更となる場合に ついては、届出事項の変更の届出ではな く「(1) 整備の届出」が必要です。